

議事日程 (第4号)

平成19年12月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第54号議案 平成19年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 2 第55号議案 平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第56号議案 平成19年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 4 第57号議案 平成19年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
(日程第1～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第59号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第60号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第61号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第62号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(日程第5～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第63号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第10 第64号議案 中間市道路線の変更について
(日程第9～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第65号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 第66号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 第67号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(日程第11～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書
第18号
(日程第14 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 地方財政の充実・強化を求める意見書
第19号
(日程第15 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

- 日程第16 意見書案 メディカルコントロール体制の充実を求める意見書
第20号
(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 教科書検定に関する意見書
第21号
- 日程第18 意見書案 後期高齢者医療制度の中止を求める意見書
第22号
(日程第17～日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 「非核日本宣言」を求める意見書
第23号
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 「沖縄戦」をめぐる教科書検定に関する意見書
第24号
(日程第20 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第21 第35号議案 中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条
(平成19年) 例
(日程第21 継続審査)
- 日程第22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	山崎 義弘君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民部長	中野 諭君	保健福祉部長	田中 茂徳君
建設産業部長	行徳 幸弘君	教育部長	牧野 修二君
上下水道局長	小南 哲雄君	市立病院事務長	藤井 紀生君
消防長	一田 健二君	経営企画課長	小島 一行君
財政課長	元嶋 伸二君	総務課長	白尾 啓介君
課税課長	大野 順一君	介護保険課長	伊東 久文君
健康増進課長	中尾三千雄君	管理課長	栢野 広行君
下水道課長	佐藤 満洋君	教育総務課長	中村信一郎君
生涯学習課長	矢野 良一君	市立病院課長	成光 嘉明君
選挙管理委員会事務局長			村井 玄君

事務局出席職員職氏名

局長 谷川 博君	次長 植木 建一君
補佐 小田 清人君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1. 第54号議案

日程第2. 第55号議案

日程第3. 第56号議案

日程第4. 第57号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第54号議案から日程第4、第57号議案までの各会計補正予算4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案平成19年度中間市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は歳入歳出とも1億3,280万円で、一般会計の総額を1億6,247万6,300円とするものです。

補正の主なものとして、歳入では、国・県補助金8,990万円を増額し、さらに市債についても都市計画事業債3,800万円の増額、道路整備事業債3,650万円の増額、教育施設整備事業債1,050万円の減額をし、合計で2,980万円を増額計上するとともに、繰越金については財源調整として860万円を減額いたしております。

歳出では、平成19年度の各特別会計に対する一般会計からの繰出金において、介護保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計に対しての繰出金の調整を行い、合わせて1,520万円が増額されております。

次に、消防費では、消防団員の災害出動に伴う報酬として80万円を増額補正しております。

以上の審査の後、最後に採決いたしましたところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案平成19年度中間市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民文教委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

教育部所管の教育費では、歳入の主なものは、教育費国庫補助金のうち安全安心な学校づくり交付金に700万円が増額されています。内容につきましては、中間北中学校のトイレ改修や下水道の接続工事に伴います交付金であります。

次に、歳出については、教育費のうち私立幼稚園就園奨励費補助金は、本年度、国の負担割合単価引き下げにより700万円を減額するものであります。

また、社会教育総務費としては、ハーモニーホール修繕負担金に500万円が増額されています。内容につきましては、当ホールの蓄熱槽断熱改修と空調設備の熱交換装置に複数の水漏れが発見され、急遽補修を行ったことによります負担金の増額であります。

以上が、当委員会に付託されました概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案一般会計補正予算（第3号）のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに第55号議案特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）、第57号議案介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳入の主なものは、児童手当の法改正に伴い、民生費国庫負担金に3,070万円、民生費県負担金に850万円が増額されております。

次に、歳出の主なものは、民生費の社会福祉費では、医療費の増加に伴い乳幼児医療費に1,100万円、母子家庭等医療費に730万円が増額され、身体障害者の日常生活用具給付事業費には120万円が増額されております。

また、児童福祉費では、母子家庭の自立促進のための高等技能訓練給付費として220万円が増額されております。

次に、特別会計国民健康保険事業補正予算につきまして、歳出の主なものは、医療費の伸びにより保険給付費1億1,730万円の増額、また公費負担の増加や被保険者の減少により、老人保健拠出金6,090万円及び介護納付金1,480万円が減額されております。

歳入では、国庫支出金 9 6 0 万円、県支出金 3 3 0 万円及び諸収入 2, 8 5 0 万円が増額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ 4, 1 5 0 万円を増額し、予算の総額は 6 9 億 4, 6 2 0 万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保険事業勘定の歳出の主なものは地域支援事業費における嘱託職員の人件費 1 6 0 万円を増額し、人事異動に伴う職員の人件費 1 7 0 万円が減額されております。

歳入では、歳出補正に伴う交付金等 1 1 0 万円が増額されております。

介護サービス事業勘定の歳出の主なものは、嘱託職員の増員に伴う人件費の増額及びケアプラン作成委託料の減額に伴い 5 0 万円が減額されております。

歳入では、居宅支援サービス計画費収入 9 0 万円が減額されています。

以上により、保険事業勘定に介護サービス事業勘定を加えた補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0 万円を増額し、予算総額は 3 1 億 1, 7 6 0 万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、全議案とも全員賛成で原案どおり可決すべきと決定した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

最後に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 5 4 号議案及び第 5 6 号議案の補正予算 2 件について、建設上下水道委員会に付託されました所管部分について審議を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では、土木費国庫補助金として二タ股東中牟田線道路改良工事に伴う地方道路整備臨時交付金 3, 0 8 0 万円が計上されております。

次に、歳出では、総務費の交通安全対策費において、交通災害から市民を守るガードレール等を設置するための費用として 4 4 0 万円が計上されております。

また、土木費では、市道の維持管理費として市内各所の側溝の整備や道路の路面清掃及び街路樹の剪定などの費用 8 0 0 万円が計上されるとともに、二タ股東中牟田線道路改良工事におきまして、国の地方道路整備臨時交付金事業として採択が繰り上げられたことから、その用地の購入費等 5, 4 0 8 万円が計上されております。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入では、下水道受益者負担金を 3, 1 5 0 万円、下水道使

用料を2,990万円、それぞれ増額しております。

次に、歳出では、下水道供用開始区域の拡大に伴う水洗化人口の増加により、流域下水道処理負担金を1,720万円増額しております。

歳入歳出ともに1,407万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億585万円とするものです。

以上、2議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、一般会計補正予算については賛成多数で、公共下水道事業特別会計補正予算については全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

第54号議案平成19年度中間市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

8款2項道路橋りょう費3目道路新設改良費において、二タ股東中牟田線道路改良工事に伴うものとして用地購入費などに5,408万円の補正が行われ、今年度のこの事業に約2億8,300万円が使用されることとなっています。工事は、現在7.46メートルの農業用道路の幅員を約2倍の12.75メートルに拡幅しようというものですが、当地は、米、麦などが生産される中間市の中でも、農地として一等地と言われる地域であります。

しかも、12.75メートルに拡幅された道路の終着点は川端西勸農線という中間市から遠賀町を結ぶ幅約4.5メートルの道路です。遠賀町の開発計画と関連しているといいますが、いつのことになるのか全く見通しがない事業と聞いています。今すぐ必要な事業とは思われないものであります。

担当課は、地元からの陳情が来ていると述べていますが、藤田市長の時代だといいますし、しかも地元の人々は砂山中山線においては大型車が頻繁に通行するため、道路沿いの家は騒音や、壁にひび割れが入るなど大きな被害が出ており、迂回路として道路建設の陳情を行ったと言っております。市財政が苦しいといって、福祉にかかわる予算を削っていく行政を行いながら、地元住民の本来の目的と大きく異なっている、また、とても急を要するものとはいえない今回の道路建設は認めることはできません。

また、工事を既に行っているのだから、今中止をすれば、これまでの工事がむだになるとの主張もありますが、それこそむだ遣いをさらに大きくしていくものであり、今すぐ凍結し、コミュニティバスなど市民が切に望んでいるところに予算化すべきであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第54号議案から第57号議案までの各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第54号議案平成19年度中間市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案平成19年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第57号議案平成19年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第5. 第59号議案

日程第6. 第60号議案

日程第7. 第61号議案

日程第8. 第62号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第59号議案から日程第8、第62号議案までの条例改正4件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第60号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

このたびの改正は、現在支給しています地域手当を、国家公務員に適用されます「一般職職員の給与に関する法律」に準拠して支給するよう改めるものであります。

具体的には、人事院規則に定めのある地域に在勤する本市職員に対して、同規則により地域ごとに定められた支給率で地域手当を支給することとするものであります。

人事院規則では、中間市は地域手当の不支給地域でありますことから、この改正により中間市に勤務する職員に地域手当は支給しないこととなりますが、これまでの地域手当は職員の生活補給的手当として支給しており、給与構造改革の制度完成が平成22年度でありますことから地域手当を段階的に縮減していくこととし、平成20年度は2%、21年度は1%、22年度に0%とするものであります。

なお、本市の職員が地域手当の支給地域に在勤する場合には、国家公務員に準じて地域手当を支給することになりますが、どの地域に勤務したときに、どの割合で地域手当を支給するかについての具体的なケースは規則で規定することとしており、現在考えている地域は、県に勤務する場合と北九州市に勤務する場合の二つのケースであります。これらの当該地域に勤務する職員には、それぞれの地域において支給される地域手当を支給することとなります。

また、市立病院の医師につきましては、医師確保の観点から、今後も6%の地域手当を引き続き支給することになっております。

以上の審査の後、最後に採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同を賜われますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、市民文教委員会に付託されました第62号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、昨年6月に公布されました国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成20年4月から施行することに伴い改正するものでございます。

概要といたしましては、各年の4月1日現在において65歳以上75歳未満で、年額18万円以上の老齢または退職、障害、もしくは死亡を支給事由とする年金等の、いわゆる老齢等年金給付を受けている被保険者である世帯主から「支払回数割保険税額」として国民健康保険税を当該年金の支給期ごとに特別徴収をするものです。徴収の方法につきましては、4月、6月及び8月のおおのの月において、前年度の最後の期に課税した額を仮徴収し、10月、12月及び翌年の2月のおおのの月においては、年税額から仮徴収した総額を差し引いた額の3分の1を特別徴収するものです。

以上が主な内容です。

審査の後、採決しましたところ、賛成多数で可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

最後に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第59号議案及び第61号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第59号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、平成21年度から23年度までの3カ年を計画期間とする第4期中間市高齢者総合保健福祉計画を来年度作成することから、同計画案について審議、検討するための中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会の委員を特別職の職員として本条例に加えるものとなっております。

なお、検討委員会の委員は学識経験者、保健、福祉、医療関係者や一般公募による15名以内で構成され、報酬日額は、ほかの委員会委員と同額の4,200円となっております。

続いて、第61号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、本市が重要課題として取り組んでおります少子化対策及び子育て支援の一環である乳幼児医療費助成制度の拡充を図るものとなっております。乳幼児医療費助成につきましては、既に平成18年8月に入院外乳幼児医療費助成の対象年齢を「3歳未満」から「5歳未満」へ引き上げが行われておりますが、今回の改正は平成20年4月

1日から、その対象年齢を「5歳未満」から「6歳に達する日以後の就学前まで」に引き上げるものとなっております。

なお、この拡充に伴い、新たに対象となる乳幼児数は約700人で、財政負担増は1,400万円が見込まれております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

60号議案と62号議案について、簡単に反対討論をさせていただきます。

市長が、さる一般質問の折に、予算編成についての質問議員に対して、中間市の財政状況が厳しいことについては、るる答弁されました。近い将来、基金が枯渇して財政の破綻に陥る可能性があることなど、厳しい財政状況についての説明を行ったところですよという答弁をされておられますが、今回のこの条例、地域手当支給についてですが、私は国家公務員に早急に準拠すべきだということでもって反対するわけです。

直方市においても来年1月1日から廃止されるということ、財政状況が厳しいということを私の質問に答えておられましたし、飯塚市においては12月1日から地域手当の廃止、田川市においても、今年0.5%の支給を4月1日から廃止ということですし、芦屋町においても廃止ということでございます。

そうした中で、どうして20年度も引き続きなさるのか。これだけ、いつもの議会で財政が厳しい厳しいという答弁をされながら、国家公務員に準拠することができないのか。そして、先の補正予算のときにおきましても、たとえ地方道路交付金の事業とはいいいながらも、地域の身近な課題での道路ではなかった。そういうものに予算がつけられるといえれば、地方道路交付金の事業として事業が行われる。そういうことに対して、私は賛成できるものではありません。

また、ここで私が——自分自身が本当うかつでございましたけれども——私ども議員が、ボーナスプラス加算額があるということを今回知りましたが、こうした議員に対する加算額が各自治体で行われている。北九州市では42%、県においても45%ですか、中間市が15%。福岡県の全自治体が、この加算額を私ども議員にも特別支給としている。

25%から15%の枠とはいえ、15%とはいえ多額な金額になります。私自身、こうした地域手当に対して、即、国家公務員並みに準拠してほしいということとあわせて、こうした議員に対する加算額に対して正すべきだということを痛切に感じておるところでございます。そして、地域手当につきましても田川市や鞍手町においては市長、それから教育長、副市長——そうしたものについては、こういう地域手当の支給は受けてないということも新たにわかったところでございます。

私どもは、本当に真摯に中間市の財政状況を考え、市民に負担のない市政をつくっていかねばならないということを感じているところでございます。そういうことで、この条例案に反対とするものでございます。

あえて、つけ加えさせていただきますと、私は今回、予算質疑の中で指名審査委員会の審査のあり方について規則の改正を求めたところ、早速12月11日付で、この改正がなされたことについては評価するものでございます。

以上でもって終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第62号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

昨年、税制改悪によって、高齢者・年金生活者の国保税が急騰し、国保税の通知書を見て「間違いではないか」という問い合わせや苦情が自治体に殺到しております。NHKスペシャル「もう医療にかかれぬ、行き詰まる国民健康保険」という番組では「払いたくても払えない」という全国の悲鳴を紹介し、「保険料を払ったら電気、ガス、水道がとめられる」「去年は29万円だった国保税が、今年は42万円に13万円も増え、年金収入の1割を負担するようになった」という高過ぎる保険料の実態を伝えておりました。年金は年々引き下げられ、税金や保険料の負担が重くなり、その上、灯油を初め物価の値上げで、高齢者の生活は本当に大変な状況です。

こうした中、今回の条例では65歳から74歳までの人の国保税を、介護保険料と合わせて容赦なく年金から天引きするというもので死活問題であり、反対いたします。

また、政府に対し、5世帯に1世帯が滞納するという「払えないほど高い保険税」を引き下げ、国保財政を再建するために、国庫負担を1987年当時の水準に計画的に戻すことを求めるものです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第59号議案から第62号議案までの条例改正4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第59号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

これより第60号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 第63号議案

日程第10. 第64号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、第63号議案及び日程第10、第64号議案の市道路線関係2件を議題とし、建設上下水道委員長の報告を求めます。

片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第63号議案及び第64号議案の市道路線の2件について、建設上下水道委員会で行いました審査の概要とその結果について

てご報告申し上げます。

まず、第63号議案市道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回、認定の議決を得るために提案されております市道は、中鶴74号線と下蓮花寺19号線の2路線であります。

まず、中鶴74号線については、従来から周辺住民に利用されておりましたが、利便性及び安全性を図るため拡幅整備を行ったものです。

また、下蓮花寺19号線については、開発行為に伴い寄附採納を受けたものです。

なお、今回認定いたします2路線の総延長は255メートルです。

次に、第64号議案市道路線の変更についてご説明申し上げます。

今回、変更の議決を得るために提案されております市道は、松ヶ岡団地11号線、二タ股東中牟田線及び西五反田西七町田線の3路線であります。

まず、松ヶ岡団地11号線については、旧県営松ヶ岡団地用地の払い下げに伴うものであります。また、二タ股東中牟田線については、既設道路の拡幅及び終点の変更を行い、虫生津工業団地東側の市道と接続することにより、周辺地域の開発が促進され活性化を期待するものであります。最後に、西五反田西七町田線については、二タ股東中牟田線の終点を変更いたしましたことから、同路線の旧区間と接続し延長するものでございます。

なお、今回変更いたします路線の総延長は3,218メートルから3,632メートルとするものです。

審査の後、採決いたしましたところ、第63号議案市道路線の認定については全員賛成、第64号議案市道路線の変更については賛成多数をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

64号議案中間市道路線の変更についての反対討論を行います。

このうち、3道路のうち二タ股東中牟田線についてであります。この反対討論については、先ほど54号議案に討論をした内容と同じであります。反対を表明して討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

これにて討論を終結いたします。

これより第63号議案及び第64号議案の市道路線関係2件を順次採決いたします。

これより第63号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案中間市道路線の変更についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第65号議案

日程第12. 第66号議案

日程第13. 第67号議案

○議長(井上 太一君)

これより日程第11、第65号議案から日程第13、第67号議案までの議案3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長(掛田るみ子君)

ご指名によりまして、市民文教委員会に付託されました第67号議案公の施設の指定管理者の指定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、指定管理者を指定する公の施設につきましては、市民会館、体育文化センター、武道場、弓道場、幼児用プール、市営野球場、庭球場、遠賀川河川敷市民グラウンド、市民図書館及び歴史民俗資料館の10施設でございます。これらの施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、平成20年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、平成20年4月1日から、引き続き財団法人中間市文化振興財団に指定を行うものです。

指定の理由といたしましては、これら公の施設は、市民の文化・スポーツの振興の拠点として多くの市民に親しまれているという観点から、市民のニーズを把握し、かつ専門的な知識と安定的な運営を行う規模を有する市内の団体を活用することが、これら公の施設

の効果的及び効率的な運営が期待できるものと思われます。

これまで文化振興財団は、平成7年から11年にわたり当該施設の管理運営を行っており、平成18年4月からは指定管理者として、その間重大な事故もなく指定管理を行っております。事業部門といたしましては当該団体の自主事業として20公演を実施しており、九州交響楽団演奏会を初め本市の文化向上に資する事業を積極的に行っております。

このようなことから、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間、中間市市民会館ほか9施設の指定管理者として、財団法人中間市文化振興財団を指定するものです。以上が主な内容です。

審査の後、採決いたしましたところ、全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第65号議案公の施設の指定管理者の指定について及び第66号議案公の施設の指定管理者の指定についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第65号議案につきましては、現在、株式会社西日本医療福祉総合センターによって管理されております松ヶ岡デイサービスセンターにおける指定管理者の指定期間が来年3月31日をもって満了となることから、来年4月からの指定管理者を指定するものです。

指定管理者の候補の選定においては、指定管理者選定委員会の意見をもとに事業者より提出された施設の管理運営に係る事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査するとともに、検討事項とされていた施設使用料相当分の徴収につきまして、指定管理者制度導入時から施設保持料として遅滞なく納入されていることなどを踏まえ総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き株式会社西日本医療福祉総合センターが指定管理者の候補者として選定されております。

続いて、第66号議案につきましては、現在、中間市老人クラブ連合会によって管理されております太陽の広場の指定管理者の指定期間が来年3月31日をもって満了となることから、来年4月からの指定管理者を指定するものであります。

指定管理者の候補の選定においては、指定管理者選定委員会の意見をもとに当該団体より提出されました施設の管理運営に係る事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査するとともに、施設の性格や利用状況、諸経費を含む市の支出金が、指定管理者制度導入後、縮減されている点などを踏まえ総合的に判断した結果、公募によることなく、引き続き中間市老人クラブ連合会が指定管理者の候補者として選定されております。

なお、両議案とも、指定期間につきましては平成20年4月1日より平成23年3月

3 1 日までの3年間となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、いずれも賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第65号議案公の施設の指定管理者の指定について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

もともと、公共施設は自治体が管理するものとされていましたが、「官から民へ」のかけ声のもとに、2003年、指定管理者制度が導入され、住民が利用する自治体の公共施設の管理運営を地方自治体が出資する法人や公共団体、公共的団体に限っていたものを、民間業者にも委託できるようになりました。株式会社等の民間営利業者にまで拡大すると公の施設がもうけ優先になり、住民福祉の増進という公共性が保てなくなります。

また、企業が利益を上げるために、過度の人件費削減や社会的ルールを無視した労働条件の低下を招きます。

今回、中間市松ヶ岡デイサービスセンターの指定管理を株式会社西日本医療福祉総合センターに委任するに当たり、人件費削減や社会的ルールを無視した労働条件の低下を招く恐れがあることから、第65号議案に反対いたします。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

議案の質疑のときにも質問させていただいたわけですが、今回の指定管理者制度に対する制度全般の検証を行う資料が少なかったように思いますし、指定管理者選定委員会についても外部を入れるとか評価点とかをきちっとされる、そういう点で欠けているようにもありますので、65号、66号、67号——とりわけ私が反対するのは65号議案でございますが——これらについての整備をきちっとやっていただきたいという点をもって、反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

これにて討論を終結いたします。

これより第65号議案から第67号議案までの議案3件を順次採決いたします。

これより第65号議案公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第66号議案公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第67号議案公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第18号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第14、意見書案第18号割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第18号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第18号割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第19号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第15、意見書案第19号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題いたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第19号地方財政の充実・強化を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第20号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、意見書案第20号メディカルコントロール体制の充実を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書案の趣旨説明を行います。

外傷や脳卒中、急性心筋梗塞等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数は、平成18年は523万件余りに上ります。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急処置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められております。

しかし、都道府県のもと、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、1、医師の指示・助言、2、事後検証、3、教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきであります。

以上のことから、次の項目について、国に早急に実施するよう強く要望いたします。

一つ、全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。一つ、メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。一つ、オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。一つ、救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。一つ、救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、議員皆様のご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書案第20号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第20号メディカルコントロール体制の充実を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第21号

日程第18. 意見書案第22号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第17、意見書案第21号及び日程第18、意見書案第22号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

教科書検定に関する意見書（案）の提案説明をいたします。

文部科学省は、平成20年度から使用される高等学校歴史教科書の検定結果を公表しましたが、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「沖縄戦の実態について誤解する恐れのある表現である」との検定意見を付し、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させています。その理由として、同省は「日本軍の命令があったか明らかではない」ことや、「最近の研究成果で軍命はなかったという説がある」ことなどを挙げてい

ます。

しかし、沖縄では、日本軍によって、住民に対して「捕虜になることは恥である」という教育や宣伝が徹底して行われ、日本軍が玉砕するときには住民もみんな一緒に死ぬんだと思い込まされ、死ぬための手りゅう弾も日本軍の手によってあらかじめ配られていました。

慶良間列島の二つの島で700人に及ぶ人たちが自殺を強いられましたが、「自決」が始まったときに、渡嘉敷島でも座間味島でも「軍命が下されたと聞いた」との証言がたくさんあり、軍から自決せよと命じられていたことは明らかなです。軍がいなかったところでは「集団自決」は起きていません。そこでは移民帰りの人だけでなく、「民間人が戦争で犠牲になることはない」と考える人たちが住民を説得し、米軍に集団で投降しています。日本軍がいれば「死なないで生きよう」とは、まず言えなかったのです。

第二次大戦で国内唯一の地上戦を体験し、戦死者は日本側で約18万8,000人、このうち沖縄県民は12万人以上の数に上りました。

さらに、日本軍に集団自決を強いられたり、戦闘の邪魔になるとかスパイ容疑をかけられて殺害された人も多く、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられた沖縄県民にとって、今回の削除・修正は到底容認できるものではありません。

今年9月29日、沖縄の宜野湾市で開催された「歴史教科書検定撤回を求める県民大会」には11万4,000人が集まりました。

また、沖縄のすべての議会で決議された意見書では、「集団自決」が日本軍の命令・誘導、強制などなしには起こり得なかったと述べています。沖縄戦の実相を正しく伝えるとともに悲惨な戦争を再び起こさないようにするためにも、政府に対し、今回の検定意見を撤回し、沖縄戦における「集団自決」の記述の回復が速やかに行われるよう強く要望するものであります。

以上、ご賛同をお願いいたしまして、提案説明を終わります。

次に、後期高齢者医療制度の中止を求める意見書（案）の提案説明を行います。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が運営し、原則として75歳以上の人全員から保険料を徴収し、74歳以下の高齢者と別建てとする独立した医療制度です。保険料は年金収入208万円の単身者で、全国平均、年間8万4,288円で、政府が試算していた7万4,000円を1万円近くも上回る結果となりました。ちなみに、福岡県の保険料は全国一高く10万1,750円で、最も低い長野県7万1,700円と比べると年間3万円もの差が生まれることになります。

また、保険料は2年ごとに改定され、医療給付の増加や後期高齢者の人口が増えると自動的に引き上がる仕組みになっています。

その上、保険料は介護保険料と合わせて年金から天引きされ、この制度の導入とともに65歳から74歳の国保税も年金からの天引きとなります。

現行の老人保健では、被爆者や障害者と同じように保険証を取り上げてはならないことになっていますが、年金1万5,000円以下の人が保険料を滞納すると保険証を取り上げられます。現在、サラリーマンの扶養者として健康保険に加入している人も、新制度に移行後は保険料を徴収されます。

また、この制度では75歳以上の人の診療報酬を定額制とし、保険が使える医療に上限をつけ、医療内容を制限しようとしています。

人はだれも年をとります。若いころは元気でも、高齢になればいろいろな病気が出てきます。そういう高齢者を別建ての医療保険にすることは、何の道理也没有ありません。ヨーロッパ諸国など「国民皆保険」の国で、年齢によって医療内容などに格差をつける国はありません。

後期高齢者医療制度は、元厚生労働省幹部が「うば捨て山」と呼ぶように、医療費がかかるといって高齢者を邪魔者扱いし、暮らしも健康も破壊する制度です。日本医師会も後期高齢者医療制度の全面的な見直しを求める見解を発表するなど、医療関係者の中でも見直しを求める声が多数になっています。

だれもが安心してかけられる医療制度にするために、世界でも前例のない年齢差別の医療制度を中止し、公的医療保険の解体を許さず保健医療を拡充すること、また減らし続けた医療への国庫負担を計画的にもとに戻し、保険料負担の軽減や医療保険財政の立て直しを図ることなどを政府に求めるものです。

以上、ご賛同をお願いいたしまして、提案説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

意見書案第21号に対して反対討論をさせていただきます。

そもそも、いわゆる沖縄戦集団自決というのは、先ほども説明ありましたように座間味島、また渡嘉敷島を中心とする内容ですけれども、この裁判が、今ご存じのように大阪地裁の方で争っております。原告側は座間味島元守備隊長であります、元少佐であります梅澤

裕氏（90歳）、渡嘉敷島の守備隊長を務めておられました赤松嘉次大尉の弟、赤松秀一氏（74歳）、被告としては岩波書店とノーベル賞作家であります大江健三郎氏を被告として今争っているわけでありまして、いよいよその結審があしたになっているわけでございます。

私自身、この集団自決があったかどうかというのは、結論は——乏しい資料ですので——出せません、実際。しかし、中間市議会として、この意見書案を採決するにおいて、この結審を待つてするのが本来ではないかと思えます。今ここで私たち、乏しい資料で、ここで採決するのは、後々結審が出た後、結審の結果と大きく離れた場合は、それは良識が問われるんじゃないかと私自身思っております。

もともと、この沖縄戦集団自決問題というのは、昭和25年に朝日新聞が沖縄戦を連載した「鉄の爆風」という、そういう連載を沖縄タイムス社が編さん、本に刊行した内容を、岩波書店から大江健三郎氏が「沖縄ノート」ということで、そのままのみにして執筆したことを端を発しております。

調べていく中において、「ある神話の背景」という本を出しました曾野綾子さん、この方は沖縄戦のことについて大江健三郎氏の「沖縄ノート」が、内容がおかしいんじゃないかということでもいろいろ地道に綿密な取材をしたそうであります。その中において、大江健三郎氏は現地にも行ってない、当事者にも会っていない、そういう中で本当に事実が確かめられるんだろうかということでも内容を語っておられます。

もともと出た原因というのは、これは一部には——確かに集団自決があったかどうかということはちょっと置きまして——援護金をもらうための虚偽の軍命令の証言をしたとか、にせの命令書をつくったという証言が、この裁判で出ております。戦傷病者戦没者遺族等援護法というのが昭和27年に施行されておりますけども、この法律の施行に端を発して、昭和31年3月、厚生省引揚援護局の職員が住民の戦争体験の実情調査のため、座間味島を訪れたことに端を発すると。住民が軍の要請を受けて……

○議長（井上 太一君）

佐々木議員、もう少し短くまとめていただけませんか。

○議員（2番 佐々木晴一君）

わかりました。

いろいろ資料等あるわけですが、これを見ると、これは大きく——現在、座間味島守備隊長の梅澤裕氏が生存しているわけですので、実際の証言もとれるわけでもありますけども。しかし、ちょっと長くかかりますが、関係文書を読まないことには本当に立証はできないと思えますが。時間がないというならば、裁判に提出されている文書などをいろいろ精査してみますと、実際のところ、そういう事実はなかったということが結論でございます。

私は、それを一部の資料から見るだけでございますが、あしたの結審以降、再度こうい

う問題に対しては、中間市議会としては考えてみるべきだと思いますので、この意見書には反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

提案理由の中でもありますように、沖縄県ではすべての自治体が修正、また削除、そうしたもののについて意見書を国に対して出しているわけですね。そして、これまでも多くの証言が住民の中からもされて、歴史的事実として、これが今まで定着もし、そして教科書にも採用されてきたわけです。

今、裁判で争われているということではありますが、その裁判で争われているから、この削除、修正あるというのは、これは逆さまの論議だと思うんですね。少なくとも事実を検証されて、その上でこれまでの教科書の中身が問題があるというのであれば、それを修正をするというのはやぶさかではないと思うんですね。だから、今この時点において、裁判があるからということで歴史的事実をゆがめるようなことがあってはならないと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

後期高齢者医療制度の中止を求める意見書案の反対討論を行います。

現在の老人保健医療制度は、保険料を決定し徴収する主体は被用者保険や国民健康保険の各保険者であり、医療費を給付する主体は各市町村と、財政運営の責任が不明確であります。このような問題点を踏まえ、運営主体を県単位の広域連合と責任の所在を明らかにし、安定的運営を図るため財源の負担割合を明確にしたものが、このたびの後期高齢者医療制度であります。

しかしながら、今回新たに保険料の支払い義務が発生する方に対し負担が大きいことから、公明党は連立政権合意の中で半年間の保険料免除、その後、半年間の保険料を９割軽減することで負担の緩和を推進しました。この１年間の凍結負担軽減措置終了後については、給付と負担のあり方を含め与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームで引き続き検討していくこととしています。

医療費が年々増加の一途をたどり、高齢化社会の進展により医療費総額に占める老人医療費の割合が４割に達しようとしている今、世界に誇る国民皆保険制度を持続可能なものにするためにも制度改正は必至であり、安易な現状維持は無責任と言わざるを得ません。

よって、後期高齢者医療制度の中止を求める意見書案に反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

後期高齢者医療制度というのは、もうこれまでも議論もされてきたところですけども、少なくとも７５歳以上の高齢者を切り離しをしていく、いわゆる格差をつけていくということにほかなりません。しかも、これが自動的に値上げをされていくということ、この制度というのは、制度そのものが欠陥制度だというふうに言わざるを得ないんです。

しかも、財源問題については、例えば国保においては、国がもともと４５％の補助をするべきものを３８％にどんどん切り下げていく。それでもなお足らず、後期高齢者を切り離していく、こういう制度が実現してはならないと思うんです。

しかも、財源においては、いわゆるこれまでのむだな公共事業、大型公共事業をどんどん続けて国の借金を増やしていく。また、今、史上最高の利益を上げていると言われる企業、これらに対しての減税が数兆円にも及ぶということ。ここに、まともな税源をきちっとしていくならば、出てくるだろうと。いささかも国民に負担をかけなくても済む内容だというふうに思います。

ですから、財源上、非常に困難だというのであれば、今の税制上の問題をきちっと改正をしてから、この財源の問題については決めていかなきゃならんのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

佐々木議員、反対討論、賛成討論、結構なんですけど、もう少し上手にまとめるようにお願いしときます。

これより意見書案２件を順次採決いたします。

これより意見書案第２１号教科書検定に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第２１号は原案否決されました。

次に、意見書案第２２号後期高齢者医療制度の中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第２２号は原案否決されました。

日程第 19. 意見書案第 23 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 19、意見書案第 23 号「非核日本宣言」を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

宮下寛君。

○議員（5 番 宮下 寛君）

「非核日本宣言」を求める意見書案の提案理由を述べます。

核兵器のない世界を実現するために、今、国内外で大きな努力が求められています。2010 年の核不拡散条約再検討会議に向けて、今年 4 月には新たな準備が開始をされました。

2000 年 5 月、核保有 5 カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えたところです。

しかし、それ以後 7 年を経た今も、「約束」実行の道筋はついていません。今なお、世界には膨大な核兵器が維持・配備をされ、核使用を示唆する発言さえ繰り返されています。新世紀の核兵器開発が行われる一方、北朝鮮の核実験に見られるように拡散の危険も現実のものとなっています。こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した被爆国として、核兵器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務があると思います。

また、その努力を实らせるためには、自らもあかしとして「核兵器を持たず、つくり、持ち込ませず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければならないと思います。

私たちは、日本政府が「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」を、改めて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知をし、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

ちなみに、今年この 1 年、「非核自治体宣言」の運動は、県下 66 自治体中 62 自治体が宣言をしております。議員各位の、この意見書案に賛同お願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 23 号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

ただいまの「非核日本宣言」を求める意見書に対する反対討論をいたします。

真の恒久平和は人類共通の願望であります。我が国は世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも、二度とヒロシマ・ナガサキの惨禍を絶対に繰り返してはいけません。そのためには非核三原則の遵守と核兵器の廃絶を全世界に訴えていくことは極めて重要なことであります。

中間市議会ではこの趣旨を踏まえ、既に昭和58年3月28日に非核平和都市宣言を決議し、核のない平和な世界の実現を広く訴えてきたところであります。

また、国においても、非核三原則の遵守はもちろんのこと、NPT（核兵器不拡散条約）の堅持やCTBT（包括的核実験禁止条約）の早期発効への取り組み等、核兵器廃絶に向けて政府は真摯に実行しているところであります。

こうした中で、今あえて国に対し非核日本宣言を求めることよりも、この中間市は、地方自治体として日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を中間市民の生活の中に生かし継承していく取り組みを進めていくべきだと考えます。よって、本意見書には反対いたします。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今ある反対意見が述べられましたけれど、反対意見の中にもありましたように、日本全国で非核平和宣言都市としておりますし、これを日本で「非核日本宣言」を求めるということに対しては、世界に、もろもろの憲法も含めて、日本は改めてこういう国だということを確認する意味で、ぜひ中間市議会としても、この宣言を求める意見書に賛成をしてほしいというふうに思います。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第23号「非核日本宣言」を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第23号は原案否決されました。

日程第20. 意見書案第24号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第20、意見書案第24号「沖縄戦」をめぐる教科書検定に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

この意見書を読みますと、慎重に審議をしてほしいということで政府に求めていますけれども。ということは、これまで使われておりました教科書を、そのまま継承していくということでしょうか。それとも、20年度からのはいろいろ、もろもろと意見が付されて、そういうことで命令等々が削除・修正されているものが使われるということになっていますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

こちらの意見書を出させていただきましたのは教育の中立性ということで、一たん教科書審議会の方で出された意見に対して、それを政治的な動きでもって修正を加えるということはまずいのではないかという部分で出しております。

ですから、それが現実正しいかどうかということではなくて、教育の場に政治的介入があってはならないという部分で出したまでであります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑は。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

再度お伺いします。慎重審議、討議をするというのは、私らも賛成です。ただ、来年4月から実施をされます教科書、これについてどのようにお考えされているのかなということを。例えば、今から審議を始めて、来年4月までに間に合わないというときに、その削除された教科書を使うのか、それともこれまでどおりの教科書を使っていくのか。その

辺がちょっと、この意見書でははっきりしないのでお聞きしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

今、教科書の出版社の方が訂正に、現実問題、入っております。そういった動きでありますので、別段こういう動きをしなくても、もとに戻るような方向になってきているというふうに認識しております。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第24号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第24号「沖縄戦」をめぐる教科書検定に関する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第21．第35号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第21、第35号議案中間市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第35号議案については、所管の総務委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第２２．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第２２、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第７６条の規定により、議長において掛田るみ子さん、古野嘉久君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成１９年第５回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前１１時２６分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 掛 田 る み 子

議 員 古 野 嘉 久